

他自治体の自治基本条例の構成

市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
前文	<p>私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原などの美しい山々と千曲川をはじめ多くの清流に恵まれた自然豊かなまちであり、信濃国の政治、文化の中心の地と伝承される信濃国分寺跡や国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、遺跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、この地を治め、武勇に優れ知将として名を馳せた真田一族発祥の郷であります。明治期以降は、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた蚕都としての隆盛が確となり、様々な産業が発展しつづけ、児童自由画教育や自由大学など自己教育運動がこの地から派生し、学びへの高い意識が今に受け継がれるなど、歴史と伝統が息づく、文化の薫るまちです。</p> <p>近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。</p> <p>このような中、上田市は、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、平成18年3月6日合併し、誕生しました。</p> <p>私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていくよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。</p> <p>私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、ここに、本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。そして、この地を治め、武勇に優れ知将として名を馳せた真田一族発祥の郷であります。明治期以降は、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた蚕都としての隆盛が確となり、様々な産業が発展しつづけ、児童自由画教育や自由大学など自己教育運動がこの地から派生し、学びへの高い意識が今に受け継がれるなど、歴史と伝統が息づく、文化の薫るまちです。</p> <p>近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。</p> <p>このような中、上田市は、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、平成18年3月6日合併し、誕生しました。</p> <p>私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていくよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。</p> <p>私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、ここに、本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われた私たちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。</p> <p>今まで先人たちのたゆまぬ努力により豊かな自然が守られ、歴史、文化、産業が育まれ、多様で個性あふれる地域社会が築かれてきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>いまわが国では、だれもが生き生きと暮らし続けていくための心構えと理念を尊重し、協働として、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちが暮らす千曲市は、千曲川に育まれた肥沃な大地のもとで、先人たちが築き上げた歴史文化や郷土を愛する多くの人々の英知と実践によって、今日を迎えています。</p> <p>この美しい豊かな自然と貴重な財産、そして、相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、千曲市の魅力を次の世代に引き継ぎ、「住んで良かった、住んでみたいと思えるまち」、「活力に溌剌た躍動するまち」そして「安全で安心なまち」を創っていかなくてはなりません。</p> <p>そのためには、自らの意志と責任により、まちづくりに参加し、市民と市が「協働」してまちづくりを進めしていくことが重要です。</p> <p>ここに千曲市のまちづくりの理念を明らかにし、みんなの力でまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。</p>	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。</p> <p>わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。</p>	<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることが基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p>

自治体の自治基本条例の構成

市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	二セコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的とします。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。市民、次に掲げるものをいいます。 ア市内に居住する者 イ市内に通勤し、又は通学する者 ウ市内で事業活動その他の活動を行うもの 市、市長その他の執行機関をいいます。 自治自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいいます。 まちづくり 誰もが住み続けたいと思う魅力あふれる豊かな上田市にしていくための活動をいいます。 地域コミュニティ 市内において、地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む総体をいいます。 協働 自立した主体が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合うことをいいます。 参画 市の政策、施策等の企画又は立案段階から市民が主体的に関わり、行動することをいいます。 (条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い、自治を推進します。 2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図ります。 (自治の基本理念) 第4条 本市における自治の基本理念は、次のとおりとします。 (1)市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、参加と協働により自治を推進すること。 (2)地域の個性及び特性を尊重した地域内分権により地域の自治を推進すること。 (自治の基本原則) 第5条 前条の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定めます。 (1)人権尊重の原則 ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重すること。 (2)参加の原則 市議会及び市が、市民の参加の上で市政を運営すること。 (3)協働の原則 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、協働してまちづくりを行うこと。 (4)情報共有の原則 市民、市議会及び市が、市政に関する情報を共有すること。 <td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。 (条例の位置付け) 第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。 2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 (用語の定義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1)市民市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。 (2)市民組織市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。 (3)事業者市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。 (4)市市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。 (5)市の執行機関市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (6)「まちづくりムスト」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。 (7)自治市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。 (8)協働まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。 (9)基本構想本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本となる考え方をいいます。 第2章 自治の基本原則 (自治の基本原則) 第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。 (市民主体の原則) 第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。 2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。 (情報共有の原則) 第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。 (参加協働の原則) 第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。<td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、千曲市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち市民の権利と果たすべき役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち市民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。<td>第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。<td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいいう。 (条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</td></td></td></td>	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。 (条例の位置付け) 第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。 2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 (用語の定義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1)市民市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。 (2)市民組織市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。 (3)事業者市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。 (4)市市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。 (5)市の執行機関市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (6)「まちづくりムスト」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。 (7)自治市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。 (8)協働まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。 (9)基本構想本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本となる考え方をいいます。 第2章 自治の基本原則 (自治の基本原則) 第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。 (市民主体の原則) 第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。 2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。 (情報共有の原則) 第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。 (参加協働の原則) 第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。 <td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、千曲市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち市民の権利と果たすべき役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち市民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。<td>第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。<td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいいう。 (条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</td></td></td>	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、千曲市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち市民の権利と果たすべき役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち市民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 <td>第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。<td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいいう。 (条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</td></td>	第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたくしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたくしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたくしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 <td>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいいう。 (条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</td>	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいいう。 (条例の最高規範性等) 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。	
総則(目的、原則)						

他自治体の自治基本条例の構成

	市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
(1)市民							
市民の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市に住民票を持つ住民 ・市内に土地を持つ所有者 ・市内へ通勤・通学する市外居住者 ・市の出身者 (・安曇野をふるさとを感じている方) (・市の発展に寄与された方) 	<p>ア市内に居住する者 イ市内に通勤し、又は通学する者 ウ市内で事業活動その他の活動を行うもの</p>	<p>市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。) 市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。</p>	<p>(1)市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。 (2)住民 本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む。)をいいます。</p>	<p>市内に住所を有する者、市内に勤務又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等をいう。</p>		<p>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p>
市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・対等で平等な市民サービスを受ける権利 ・性別、国籍、健康状態などで差別されない権利 ・市の活動へ参画する権利 	<p>(市民の権利) 第6条市民は、まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画することができます。 2.市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べることができます。 3.市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。</p>	<p>(市民の権利) 第8条市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。 2.市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。 3.市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。 2.市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第11条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2.わたしたち市民は、それぞれの市民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3.わたしたち市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。(満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利) 第12条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2.わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3.町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な闘争を受けない。 4.わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。(満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>(地域における市民の権利、責務等) 第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニケーション活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。 2.市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3.市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。 (市民における市民の権利、責務等) 第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けてはならない。 2.市民は、市政情報に關し、知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 3.市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>
市民の役割(責務)	<p>1市政への参画 ・市政への関心を高めるための広報の充実 ・市民が話しやすい機会の提供 ・様々な施策提言や事業提案などを通じて市との協働を進める 2地域活動への参画及び市民相互の支え合い、助け合い (地域の見守り) ・共助によるまちづくり ・地域ぐるみによる防災、防犯など安全で安心なまちづくり ・要支援者名簿の共有 ・家族台帳の作成 (日常の人間関係づくり) ・地域内でのあいさつの励行 ・高齢者などへの配慮や思いやり</p>	<p>(市民の責務) 第7条市民は、個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参画するよう努めます。 2.市民は、市政に関心を持ち、市議会及び市が提供する市政に関する情報を積極的に取得するよう努めます。 3.市民は、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。 4.市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。</p>	<p>(市民の役割) 第9条市民は、まちづくりの主体として、市と協働して、地域社会の発展に寄与するよう努めます。 2.市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	<p>(市民の役割) 第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。 2.市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	<p>(まちづくりにおける市民の責務) 第13条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第14条 わたしたち市民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(まちづくりにおける市民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	
(2)行政							
市長の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の社会情勢はもとより、グローバルな視野をもって市政を司る ・市民の声を充分に反映させながら市の将来ビジョンを描く ・市民に十分な情報提供を行う ・市政のかじ取り役としてリーダーシップを発揮する ・公約を守る 	<p>(市長の役割及び責務) 第10条市長は、本市を代表し、市民福祉の増進を図るために、誠実かつ公正に市政を運営し、本市の自治を推進します。 2.市長は、必要な財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、地域の資源を最大限活用して市政を運営します。 3.市長は、補助機関である職員を適切に指揮監督するとともに、職員を育成します。</p>	<p>(市長の責務) 第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。 2.市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。</p>	<p>(市長の責務) 第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。 (市長の公約) 第17条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。 2.市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。</p>	<p>(市長の責務) 第18条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければなりません。</p>	<p>(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2.前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(市長の責務) 第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たなければならない。 2.市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p>
職員	<p>(職員の役割) ・対市民サービスの向上 ・公平な行政運営への努力 ・市民や地域が抱える課題を把握し解決への方策を見出すため、積極的に現場に足を運ぶ ・若い職員、女性職員の提言を活かす ・法令遵守 (職員の能力向上) ・日常の研鑽 ・現場における実践を通じた技能の向上 ・民間企業や他の自治体との交流 ・各種研修への参加を通して能力の向上 ・業績評価の充実 ・専門職員の育成 個人の能力や知識に合わせた適材適所の人材配置や人事制度の改革など、その環境整備にも努める</p>	<p>(職員の責務) 第12条職員は、自らを律するとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築するよう努めます。 2.職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参画するよう努めます。 3.職員は、高度化する行政需要に的確に対応するため、職務に必要となる知識の習得及び技能の向上に努めます。</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務) 第34条市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。 2.職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参画するよう努めます。</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務) 第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行します。</p>	<p>(執行機関の責務) 第19条 2.市職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(執行機関の責務) 第27条 2.町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に發揮されるよう努めなければならない。 2.職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行ふとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3.市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p>

他自治体の自治基本条例の構成

	市民WS意見	上田市	飯田市	小諸市	千曲市	二セコ町	三鷹市
		自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例
市の責務	(市政運営全般) ・職員がコスト意識を持って経費削減に努める ・市政運営に関して市民にできるだけわかりやすく、丁寧かつ親切な説明を心がける ・説明能力の向上に努める	(市の役割及び責務) 第11条市は、その権限と責任において、多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策を講じます。 2市は、行政への市民の参加を促進するため、多様な制度を整備します。 3市は、協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。	(市の執行機関の責務) 第29条市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。	(市の執行機関の責務) 第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。	(執行機関の責務) 第19条 市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。 2市職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。	(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。 2町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。	
情報の共有個人情報保護		(情報の提供) 第16条市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。 2市は、市民から提供された情報が適正に管理するとともに、市が保有する情報の提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めます。 (情報の公開) 第17条市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。 (個人情報の保護) 第18条市議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じます。	(情報の公開) 第19条市は、公正で開かれた市政の実現を図るために、市政についての情報を公開する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 2市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 (個人情報の保護) 第20条市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。	(情報公開及び説明責任) 第22条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行なうため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。 (個人情報保護) 第24条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、適正に個人情報を取り扱います。	(情報共有のための制度) 第8条 市は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 市の仕事に関する市の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 市の仕事に関する市の会議を公開する制度 (3) 市が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 市民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第9条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。 (個人情報の保護) 第10条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。 (個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	(情報公開等) 第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的の保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならぬ。 (個人情報の保護) 第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。
行財政運営		(行政運営の基本) 第19条市は、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行ないます。 1市は、市民の要望を的確に把握し、速やかに政策等に反映すること。 質の高い行政サービスの提供に努め、市民の満足度の向上を図ること。 (地域内分権の推進) 第20条市は、地域の個性及び特性を尊重し、地域の力が発揮されるまちづくりが行われるよう、必要な体制の整備に努めます。 2市は、地域の重要な事項の決定に市民の意見を反映するための附属機関を設置します。 3市は、前項の附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます。 (総合計画) 第21条市は、総合的かつ計画的にまちづくりを行なうため、総合計画を策定し、その実現を図ります。 2市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。 3市は、前項の計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。 (財政運営) 第22条市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保します。 2市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表するよう努めます。 (附屬機関) 第23条市は、附屬機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。 2市は、附屬機関の会議を原則として公開します。 (行政手続) 第24条市は、市民の権利利益を保護し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行ないます。 (説明責任) 第25条市は、行政に関する事項について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。 (応答責任) 第26条市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます。)について、適切に応答します。 (意見等の公表) 第27条市は、行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。 2市は、公募により提出された意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考え方を市民に公表するよう努めます。 (行政評価) 第28条市は、効率的かつ効果的な行政運営を行なうため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するよう努めます。	(市民意見の公募) 第17条市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。 2市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。 (附屬機関の委員の任命) 第18条市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。 (基本構想等) 第21条市は、まちづくりの理念に基づき、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 2市は、基本構想、基本計画その他の施設の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。 (市執行機関の組織運営) 第30条市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。 2市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。 3市は、前項の附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます。 (総合計画) 第21条市は、総合的かつ計画的にまちづくりを行なうため、総合計画を策定し、その実現を図ります。 2市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。 3市は、前項の計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。 (財政運営) 第22条市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保します。 2市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表するよう努めます。 (附屬機関) 第23条市は、附屬機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。 2市は、附屬機関の会議を原則として公開します。 (行政手続) 第24条市は、市民の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。 2市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めます。 (説明責任) 第25条市は、行政に関する事項について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。 (応答責任) 第26条市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます。)について、適切に応答します。 (意見等の公表) 第27条市は、行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。 2市は、公募により提出された意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考え方を市民に公表するよう努めます。 (行政評価) 第28条市は、効率的かつ効果的な行政運営を行なうため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するよう努めます。	(総合計画) 第18条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。 2市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。 3市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。 4市長は、社会経済情勢の変化に的かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。 (財政運営) 第19条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげよう、健全な財政運営に努めます。 2市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他の市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。 (行政評価) 第20条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表します。 2市議会及び市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。 (行政評価) 第21条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。 2市長は、他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。 (行政評価) 第22条市は、市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。 2市議会及び市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。 3市議会及び市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。 4市議会及び市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。 (財政状況の公表) 第23条市は、市の執行機関は、市の施策や事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。 2市議会及び市の執行機関は、施設や事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。 (附屬機関) 第24条市は、附属機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。 2市は、附屬機関の会議を原則として公開します。 (行政手続) 第25条市は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。 2市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めます。 (公聴手続) 第26条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。 2市議会及び市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。 (行政手続) 第27条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続きを確保します。 (計画策定等における原則) 第28条 市は、市の仕事の計画、実施、評価等の各段階に市民が参加できるよう配慮する。 2市は、まちづくりに対する市民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 市民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報 (計画策定等における原則) 第29条 総合的かつ計画的に市の仕事を行なうための基本構想及びこれを具體化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。 2市は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 (3) 市は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための市の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間	(意思決定の明確化) 第7条 市は、市政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。 (危機管理体制) 第23条 市は、災害等から市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、市民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。 (組織) 第24条 市の組織は、市民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (審議会等への参加) 第25条 市は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (意見・要望・苦情等への応答義務等) 第32条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (組織) 第33条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (意見・要望・苦情等への応答義務等) 第34条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (組織) 第35条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (意見・要望・苦情等への対応) 第36条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第37条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (意見・要望・苦情等への対応) 第38条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第39条 町は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (オブリックコメント) 第40条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映するために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともにこれに対する市長等の考え方を公表しなければならない。 (組織) 第41条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (意見・要望・苦情等への対応) 第42条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第43条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第44条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであるとともに、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。 (意見・要望・苦情等への対応) 第45条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第46条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第47条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第48条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第49条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第50条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第51条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第52条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第53条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第54条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第55条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第56条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第57条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第58条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (組織) 第59条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第60条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等にかかる機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (要望・苦情等への対応) 第61条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦		

他自治体の自治基本条例の構成

市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	二セコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
行財政運営				(計画策定の手続) 第30条 市は、総合計画で定める重要な計の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する市民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 第8章 財政(総則) 第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第32条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、市の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第33条 市長は、市の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第34条 市長は、決算にかかる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他の決算に関する書類を作成しようとするときは、これら書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第35条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければならない。 (財政状況の公表) 第36条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならぬ。 第9章 評価(評価の実施) 第37条 市は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第38条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。	(計画の策定等における原則) 第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのつり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 (計画策定の手続) 第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する市民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 (計画進行状況の公表) 第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。 第8章 財政(総則) 第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他の決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を行なうため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 貢献の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。	(政策法務) 第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。 2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。 (行政サービス提供の基本原則) 第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。 (自治体経営) 第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。 3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。 (行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。 (監査) 第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び効果性の評価等を踏まえて行うものとする。 (出資団体等) 第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市に出資した目的が効果的かつ効率的であることを確認するよう必要な支援及び要請を行うことができる。 2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。 (危機管理) 第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。 第6章 参加及び協働(計画の策定過程等) 第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。
行財政運営					(財政状況の公表) 第45条 地方債及び一時借入金の現在高その他の財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。 第9章 評価(評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。	(市民会議等の設置及び運営) 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を開けなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

他自治体の自治基本条例の構成

	市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例	
協働			(協働して行う市政運営) 第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。 2市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。	(参加と協働の推進) 第28条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。 2市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。 3市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。 4市の執行機関は、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。				(協働のまちづくり) 第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共のサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。 2市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。 3市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。
連携		(国及び県との協力) 第31条 市議会及び市は、本市が国及び県と対等な立場であることを踏まえ、国及び県と適切な役割分担のもとで相互に協力します。 (他の地方公共団体との連携) 第32条 市議会及び市は、広域的課題又は共通する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、協力します。 (市外の人々との交流) 第33条 市民、市議会及び市は、市外の人々との交流を通して連携を図るとともに、その交流から得られた意見、提言等を本市のまちづくりに生かすよう努めます。 (多文化共生) 第34条 市民、市議会及び市は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めますため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。		(まちづくりにおける連携) 第29条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。 2市の執行機関は、市民活動団体又は区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。 3市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べることができます。 4市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。	(市外の人々との連携) 第41条 わたしたち市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第42条 市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第43条 市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第44条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。	(町外の人々との連携) 第50条 わたしたち市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。	(学校と地域との連携協力) 第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。 2教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。 (出資団体及び他の官公庁との連携等) 第34条 市長等は、市のお資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。	
(3)議会		<ul style="list-style-type: none"> 議員は市全体として選ばれているので、全市的な政策立案に努めてもらいたい 各会派の考え方や政策を、市民にわかりやすく、明確に知らせてもらいたい 市民の声に応える市政を持って欲しい 議会で何がどのように議論されているのかについて、広く市民に情報を発信する 市民の議会傍聴を促す様々な方法を検討する 若年層や女性の議員の拡大を図る 議員から市民に近づく努力を 市民の意見を議会に反映させるための機会を充実 	<p>(市議会の役割及び責務)</p> <p>第8条 市議会は、直接選挙で選ばれた市議会議員で構成する本市の議事機関として、条例、予算その他の重要事項について、市民の多様な意見が反映されるよう意見の集約に努め、本市の意思を決定します。</p> <p>2市議会は、執行機関による適正な行政運営を確保するため監視し、けん制します。</p> <p>3市議会は、政策立案及び政策提言による政策形成機能を強化します。</p> <p>4市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るために調査研究活動に努めます。</p> <p>(市議会議長の責務)</p> <p>第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。</p> <p>2市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第9条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己の見識を高めることにより、広く市民の信託に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。</p> <p>(市議会事務局の職員の責務)</p> <p>第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。</p> <p>(市議会議長の責務)</p> <p>第21条 市議会は、別に条例で定めるところにより、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、市民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第22条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、市議会が前2条に規定する機能等を果たせよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。</p>	<p>(市議会は、地方自治法で定めるところにより、市民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関である。)</p> <p>2議会は、執行機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもつて活動しなければならない。</p> <p>2議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>(議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定めらなければならない。</p> <p>(議会の会議)</p> <p>第20条 議会の本会議は、討議を基本とする。</p> <p>2議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p>	<p>(市議会の役割、責務等)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事業の決定、市政の監視及びけん制を行ふものとする。</p> <p>2市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等)</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るために、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>		

他自治体の自治基本条例の構成

市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	二セコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例	
議会の役割及び責務		<p>市議会議員の責務 第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。 2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。 3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。 (政策の調査、審議のための機関) 第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。 2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようになります。 (市議会事務局職員の責務) 第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。 2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>			<p>(会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 (議会の会期外活動) 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るために、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。 (政策会議の設置) 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。 (議員の役割及び責務) 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さん努めるとともに、公益のために行動しなければならない。 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>		
(4)地域コミュニティ	<p>コミュニティの範囲 ・「区」が地域コミュニティの基本 区と市の関係 ・市からの依頼が多いことなどから区の負担が大きくなっている ・区は任意組織である以上市の下請け組織ではない ・両者の役割分担を明確にしたうえで、協働のまちづくりをどのように進めるかを考える段階に来ている ・両者相互に協働してより良い地域をつくる ・区への交付金、補助金は適切に 地域自治区について - 地域自治区が組織が崩れてしまいはしないか - 地域工房につながってしまうのではないか - 行政の責任放棄につながるのではないか - 地域自治区により地域間の格差が生じてしまう - 区と市がより柔軟で緩やかな関係を保った方が地域づくりのためには有効である - 法律上に位置付けられた地域自治区は、現在の組織と重複する可能性がある ワークショップとしては地域自治区の必要性をあまり感じない 区の今後について - 区の再編については、区民の総意であること - それぞれの区特有の歴史・文化を失わないこと - 隣組の再編を優先すべき 条例への区やコミュニティの記載 - 区加入促進のためにも盛り込むべき - 区と市は対等である以上条例に区について入れるべき - 区を組織する最小の単位としての「隣組」もコミュニティの範囲</p>	<p>(地域コミュニティの役割) 第13条 地域コミュニティは、自主的及び自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。 2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向けて、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。 (地域コミュニティへの参加) 第14条 市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。 (地域コミュニティへの支援) 第15条 市民は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。</p>	<p>(市民組織の尊重) 第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するためには必要な支援を行います。 2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。</p>	<p>(区等の役割) 第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。 2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。 3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。 4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。 (区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。</p>	<p>(区等の役割) 第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。 2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。 3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。 4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。 (区への加入) 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。</p>	<p>(コミュニティ) 第15条 わたしたち市民にとって、コミュニティとは、市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける市民の役割) 第16条 わたしたち市民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (市とコミュニティのかかわり) 第17条 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(コミュニティ活動) 第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティセンター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。 2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならない。</p>
(5)住民投票	<p>必要とする意見 - 議会の議決を経て実施する - 署名など市民発意により実施する - 逐次型として盛り込む 住民投票の開票の基準や結果の扱い - 投票率50%以上で成立 - 開票の結果を尊重する - 開票の結果に基づく判断は首長に委ねる 不要とする意見 - 住民投票はできるだけ避けるべき - 首長・議員は住民投票を持つ市民の代表として選ばれていることから住民投票は不要 投票権 - 20歳以上から - 18歳以上から - 義務教育が終了した市民</p>	<p>(住民投票の実施) 第29条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 (住民投票の請求) 第30条 本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、法令の定めるところにより、直ちに請求の要旨を公表するとともに、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。 3 市長は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。 4 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票の実施を認めたときには、住民投票を実施するものとします。</p>	<p>(住民投票) 第35条 市長は、市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。 2 市長は、前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 (住民投票の結果) 第31条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を認めたときには、住民投票を実施することができます。 4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を認めたときには、住民投票を実施することができます。 5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。 6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(市民投票の実施) 第39条 市は、千曲市にかかる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>(町民投票の実施) 第48条 町は、二セコ町にかかる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。 (市民投票の条例化) 第40条 市民投票に参加できる者の資格その他市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき市民投票を行うとき、市長は市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>(住民投票) 第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要な事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に提出する。2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他の住民投票の実施に関する事項を定めるものとする。 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>	

他自治体の自治基本条例の構成

	市民WS意見	上田市 自治基本条例	飯田市 自治基本条例	小諸市 自治基本条例	千曲市 自治基本条例	ニセコ町 まちづくり基本条例	三鷹市 自治基本条例
(6)連携			(他の自治体との連携) 第27条 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化、市民サービスの向上等をめざし、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。				
(7)まちづくり推進会議	まちづくり推進会議(仮称)の設置にあたっては、 ・会議の位置づけを明確にして条例に盛り込む ・条例に盛り込むことで課題解決につながる ・必要であるが、その前段に「地域住民連絡協議会」などの組織を設ける ・協働のまちづくりの観点から必要 ・市民が主体的に課題を解決する仕組みとして重要 など、条例に盛り込むという意見があつた一方、 ・会議がどういったものなのか具体性に欠ける ・区長会が強化されれば不要である ・現段階では判断できない など、具体的なイメージがつかないため、条例に盛り込むことは不要あるいは判断できないという意見が出されました。 また、条例に盛り込む場合でも、 ・高校生など若い市民が加わる ・テーマに応じて幅広い層の市民が参加する ・地域の事情に詳しい市民や専門性の高い市民が参加する ・常に同じメンバーにならないようにする						